

時系列

- ・ warbler's diary
 - ・ 岡山大学の不正告発者解雇問題：大学内の教職員の意見 2016/10/28
 - ・ 続：岡山大学で不正告発をした教授らの解雇無効申立仮処分決定について 2016/10/20
 - ・ 岡山大学の不正告発者解雇問題：大学内の教職員の意見 2016/10/28

- ・ 岡山大学事件～教授の解雇無効仮処分に対する異議申し立て棄却 榎木英介、病理専門医かつ科学・技術政策ウォッチャー、2016年10月19日17時15分配信

- ・ 記者が会見資料、原告側に提供か 2016/10/18 21:30、共同通信

岡山大の准教授がアカデミックハラスメントを巡って前薬学部長ら2人を提訴した訴訟に絡み、前学部長側の代理人弁護士が18日、記者会見などで報道機関に提供した資料を、記者が原告の准教授側に渡していた疑いがあると明らかにした。報道機関名は判明していないとされている。

- ・ 「論文改竄告発で解雇、岡山大元学部長らへの処分は「無効」 地裁、大学側に給与支払い命令」 2016.6.6 23:48, 産経ニュース

岡山大の複数の博士論文について「データ改竄(かいざん)の疑いがある」との内部告発を行い、解雇された岡山大薬学部の元学部長と元副学部長が処分の無効を求めた仮処分申請で、岡山地裁(池上尚子裁判長)は6日、「解雇は無効」として、大学側に2人の給与の一部を支払うよう命じる決定をした。

池上裁判長は決定で、内部告発の公益性を認定。処分について「合理的な理由を欠き、(大学側が)解雇権を濫用(らんよう)した」とした。同大の森田潔学長は「今後の不服申し立て手続きと訴訟で本学の正当性を主張していく」とコメントした。

- ・ 「元教員に関する裁判について」 岡山大学 法務・コンプライアンス対策室 (16.06.06)

この決定に対する学長からのコメントは以下のとおりです。

仮の地位が認められなかったことは正当ですが、仮払い請求が一部認められたことは誠に遺憾に思います。今後の不服申立手続きや地位確認訴訟において、引き続き本学の正当性を主張していきます。

- ・ 「岡山地裁、「研究不正告発で解雇」無効の仮決定～岡山大学事件続報」 榎木英介、病理専門医かつ科学・技術政策ウォッチャー、2016年6月7日17時0分配信、Y!ニュース

研究不正を告発したことが、大学の名誉を害する行為であり、教員としての適性を欠くことになるというのは、岡山地裁ならずとも、理解しがたいことだ。

もしも、研究不正を告発する行為が、名誉を害する行為となるとの先例ができるならば、これが抑止力になり、今後研究不正を告発するという行為が行いにくくなってしまふ。これでは日本が「研究不正大国」として不名誉な評判を得てしまうことにもつながりかねない。地位確認訴訟の動向を注視していきたい。

こうした事態が発生するのは、制度の不備が原因でもある。文部科学省や研究資金助成機関(ファンディングエージェンシー)は、こうしたことがないよう、制度を改善してほしい。

苦しい状況におかれた森山先生たちの精神的な負担を思うと、心が痛む。一刻も早く研究現場に戻ることができることを心より願う。

- ・ 「岡山大学の研究不正と解雇無効決定 - 不正な科学者は誰だ? - 」 2016年06月10日 06:00, 筒井 富美、アコラ

この記事については以下のツイートも参照。

・「[7:44 - 2016年6月10日](#)」 Twitter, 片瀬久美子

これは虚偽です。「第三者委員会による調査が行われた」私のブログを引用して、こうした間違った情報を流すのは止めて欲しいです。

・「[13:49 - 2016年6月10日](#)」 Twitter, 片瀬久美子

アゴラの記事、私のブログへのリンクを外して、「第三者委員会による調査が行われた」という誤りは削除して頂けました。しかしながら、まだ誤認されてしまうものとして、解雇事由はバラバラではありません。これについてもコメントしました。

・「[大学内部の不祥事対応は、なぜ、不可解な結果になってしまうのか?](#)」 みわよしこ, 2016年1月13日 20時52分配信, Y! ニュース

・「[なぜ?! 岡山大学の教授2人解雇](#)」 高橋真理子, 2016年01月28日, WEBRONZA - 朝日新聞社

・「[岡山大 2教授を解雇...論文「不正」を告発](#)」 毎日新聞 2016年1月12日 21時39分 (最終更新 1月12日 22時18分)

岡山大は12日、大学教授の適性を欠くなどとして前薬学部長の森山芳則教授(62)と前副学部長の榎本秀一教授(52)の2人を解雇したと発表した。2人はこれを不服とし、大学を相手に処分無効や慰謝料2000万円などを求める訴訟を同日、岡山地裁に起こした。

解雇は昨年12月28日付。大学側の説明では、2人は大学に無断で学内で記者会見を開き、学長や理事が不正行為をしているかのような印象を外部に与えたり、出席を求めた会合を欠席したりするなど職務命令に違反したとしている。

2人は学内の複数の論文で不正があったとして大学に告発し、学内の調査委員会が昨年3月、「不正なし」の結論を出した。12日に記者会見した森山元教授は告発が解雇の大きな理由だと訴え、「大学側は、解雇することで不正追及を終わらせたいのではないかと主張した。提訴について大学側は「把握していないのでコメントできない」としている。【平川義之】

・「[これは言論封殺だ！不正告発教授のクビを切った岡山大学の愚挙](#)」 2016年01月14日 (木) 伊藤博敏、現代ビジネス

・[告発に生データ見ず「適正」 岡山大調査委](#) 毎日新聞 2016年1月3日 08時30分 (最終更新 1月3日 08時39分)

同大医歯薬学総合研究科の教授2人が複数の論文について告発し、調査委が昨年3月に結論を出した。研究不正についての国のガイドラインは、不正なしと判断された場合は調査結果を公表しないと定め、大学も公表しなかった。

切り張りがあったのは、2006年に米国の内分泌学専門誌に掲載されたステロイドホルモンに関する論文。濃さが異なる横長の棒(バンド)が横に12個並び、実験条件を変えると特定のたんぱく質の量が変化することを示した。バンドの濃さを読み取ったグラフが下にあり、濃さを比較して結論を導くデータの一つとしている。告発は「同一条件で比較すべきデータが合成されている」と指摘した。

大学によると、病院幹部から「1枚の連続的な写真ではない。代表的なバンドの写真を参考として添付した」と説明があったが、切り張り前の生データは「8年以上経過し、残っていない」として提出されなかった。

切り張りは、別の画像の使用や画像処理が判明した場合、捏造(ねつぞう)や改ざんに当たる。元は連続した写真であると生データで確認できれば、不正とはならない。

会の活動は、裁判の費用を募って経済面で先生を支援することと、この問題について正確な情報
を発信することの両面で進めていくこととされています。運営に当たっては、森山先生と并
報を了解と助言を得ています。募金については、ゆづり銀行に本会の口座を開設いたし
ましたので、ぜひともご協力をお願いいたします。

2016年3月8日

森山先生を支援する会代表 小波秀雄
京都女子大学現代社会学部教授

「今、岡山大学で何が起きているのか？」

このサイトについて、サイエンスライターの片瀬久美子は以下のように述べている。

・「[13:21 - 2015年12月11日](#)」 Twitter

【重要】私は『今、岡山大学で何が起きているのか？』というサイトとは無関係です。そのサ
イトで書き直された「片瀬久美子氏が呼びかけたツイッターは、1日で15000件のアクセスが
あった」というのも間違いで、何を呼びかけたツイートなのか不明ですが岡大関連ツイートの
アクセス数は全く違います

世界変動展望

・「[岡山大学、研究不正の告発者を解雇へ!](#)」 2015-12-08 21:50:01

warbler の日記

- ・「[研究不正を内部告発した教授らに大学が解雇処分判断](#)」 2015-12-08
- ・「[岡山大学医学部不正調査の問題点](#)」 2015-09-01
- ・「[岡山大学医学部不正調査の問題点2](#)」 2015-09-26
- ・「[岡山大学医学部不正調査の問題点3](#)」 2015-10-30

「岡山大学による報告「研究活動に係る不正行為に関する調査結果について」に関する
意見」

平成 27 年 3 月 28 日

平成 27 年 3 月 27 日に「研究活動に係る不正行為に関する調査結果について」という記事が
岡山大学公式 web サイトに掲載された。告発者、および被告論文についてはこの記事から学
ば不明であるが、時期的に見て本学薬学部の森山、榎本両教授（現在、停職中）に由来する
部論文の不正告発であることが推察される。告発書の内容、調査報告書がともに他大学で実
行されていない現状において今回の調査結果を評価することは困難であるが、これまで
実施されてきた研究不正の調査報告と比較すると以下の点で異例である。

・本発表の主体が不明で、問合せ先として研究交流部の課長が指定されているのみである。調
査委員長および学長の名前すら本文には付記されておらず、責任をもった調査結果の公開と
は言いがたい形式である。

・調査報告書が公開されておらず、調査委員会の構成、画像解析の専門業者の公表が行われて
いない。そのため、調査委員会が開催された回数や、調査がどのように実施されたかという肝
腎の情報が不明である。

・判断の根拠となる情報が提供されていないために、第三者が公正に判断の妥当性を評価する
ことができない。大学側が調査し不正がないと判断したから、不正はないという回答は、一種
の同義反復であり論理的ではない。

国立大学は社会から支援される研究教育機関として、学術的な問題に対しては最大限の誠実
さと透明性をもってこれに応える必要がある。不正がない研究成果を不正として告発する
ことは重大な瑕疵であり、告発者にはそれ相応の責任が生じることは言うまでもない。一方、研
究機関の論文に対してこれを看過し、逆に告発者に対して懲戒処分を科することは、あるいは社
会に対して調査結果を公表し、岡山大学が妥当な判断を下したことを証明する必要がある。
研究領域の自浄作用を否定するような懲戒は厳にこれを慎むべきである。

